

栃木市中小企業者等奨学金返還支援事業費補助金について

1. 目的

市内に定着する人材の確保及び市内中小企業者等の雇用促進を図るために、従業員の奨学金返還を支援する市内の中小企業者等に対し、栃木市中小企業者等奨学金返還支援事業費補助金を交付します。

2. 創設の経緯

本補助金は、令和6年2月に、栃木商工会議所青年経営者会から、経営者の視点による地域経済の活性化や人手不足の解消を目的とした「奨学金返済支援制度」の導入についての政策提言を受け、市として制度化を進め、令和8年4月に創設したものです。

3. 補助金の内容

(1) 対象者 ※ 要件があります。

中小企業者、社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人

(2) 対象奨学金

- ・独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- ・地方公共団体、大学、民間企業等が貸与する奨学金

(3) 補助額

企業負担額の1/2（1企業あたり上限30万円/年）

※ 従業員1人あたり上限10万円/年。同一の従業員に対して最大5年間補助。

(4) 申請期間

令和8年4月1日～令和8年8月31日（月）まで

※ 予算の上限に達した場合は、申込期間内でも終了。

(5) 令和8年度予算額

90万円

4. 本補助金に期待すること

本補助金を市内の多くの中小企業等が活用し、従業員の奨学金返還を支援いただくことで、若い人材の市内での就職、流入人口の増加による地域活性化を期待します。

また、奨学金の返済を負担に感じる従業員の不安解消とともに、仕事へのモチベーション向上、定着が図られるものと考えています。

【問合せ先】

産業振興部 商工振興課

中小企業支援係 担当：平間・吉田

電話：0282-21-2759